



HM ネット 診療情報開示システムに関する説明書

1. 診療情報開示システムとは

診療情報開示システムとは、広島県医師会が運営するHMネットを利用し、当病院の診療情報をあなたの同意のもと他の医療機関（HMネットに参加する情報閲覧が可能な病医院や薬局、訪問介護事業所などの施設）へ開示するための仕組みです。HM ネットに参加するこれらの施設があなたの診療に必要な診療情報を共有することで、あなたの肉体的、経済的、精神的負担を軽減し、診療の質や効率を向上させることができます。

2. 情報開示カードについて

「情報開示カード」は、当病院のあなたの診療情報を他の施設の医療従事者に見てもらいたい場合に当病院で発行するカードです。カードを他の施設の医療従事者に提示すると、当病院のあなたに関する診療情報が他の施設の医療従事者に開示されます。

3. 情報開示カードを利用するメリット

- （1）複数の医療機関による検査や投薬の重複を避けることができます。
- （2）薬剤禁忌やアレルギー情報などが共有されるため、医療の安全性が向上します。
- （3）フィルムや資料を持ち運ぶ手間が省け、取り違い、紛失などを避けることができます。
- （4）診療情報が共有化されることにより、紹介受診やセカンドオピニオンなどを受けやすくなります。

4. 留意・確認事項

- 開示病院が発行する「情報開示カード」をHMネットに参加する情報閲覧が可能な施設に提出した場合、当病院のあなたに関する全ての診療科の情報が開示先施設の医療従事者に開示されます。ただし、あなたのプライバシーが著しく侵害される恐れがあると、あなたあるいは当病院医師が判断した場合には、開示範囲の限定を行うことができます。
- 「情報開示カード」は発行日当日より利用が可能です。利用の停止を希望される場合は、当病院医師あるいは「情報開示カード」発行担当窓口にお申し出下さい。
- 「情報開示カード」を紛失された場合には、ただちに当病院医師あるいは「情報開示カード」発行担当窓口に申し出てカードの再発行を受けて下さい。
- 「情報開示カード」はあなたご自身が保管することを原則としますが、他の施設の医療従事者とあなたの間で合意が得られれば、カードの複写やQRコードの複製物を他の施設の医療従事者に預かっていただくこともできます。ただし、これに起因し何らかのトラブルが生じた場合には、あなたと他の施設の医療従事者との間で解決して下さい。
- 診療情報開示システムは、あなたの経済的、肉体的、精神的負担を軽減する目的、あなたの医療安全を確保する目的、およびあなたに適切なチーム医療を施す目的以外で使用することはありません。

※日頃あなたを診療して下さる医療従事者の方々に、あなたに関する当病院の診療内容（例えば投薬内容）を不足なく知っていただくことは、あなたの診療や療養生活にとって非常に有益なことです。本システムをご理解のうえ、積極的なご参加をいただきますようお願いいたします。